

地震防災対策特別措置法の概要(公立学校関係)

公立学校施設の耐震化事業に係る国庫補助率の嵩上げ

＜平成20年6月の改正内容＞

(幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部)

○**Is値0.3未満の補強**(原則:1/3 → **嵩上げ後:2/3**)

○**Is値0.3未満の改築**(原則:1/3 → **嵩上げ後:1/2**)

※改築は、コンクリート強度等の問題により、やむを得ず行うものに限る。

※Is値0.3以上の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の補強は1/2(原則1/3)。

公立学校施設の耐震診断の実施と結果の公表

○**耐震診断の実施**を地方公共団体に義務付け

＜対象となる学校種＞

当該地方公共団体が設置する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部

○**耐震診断の結果の公表**も地方公共団体に義務付け(各建物ごと)

国庫補助率の嵩上げ規定の期限

○現行法の国庫補助率の嵩上げ規定は、**平成27年度末まで**

＜これまでの延長の経緯＞

①平成7年6月 議員立法により制定

②平成13年3月 **議員立法により国庫補助率嵩上げ規定の延長**

③平成18年3月 **議員立法により国庫補助率嵩上げ規定の延長**

④平成23年3月 **議員立法により国庫補助率嵩上げ規定の延長**